

介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまで行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでなく、見直しの可能性があり得るものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経緯計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算
 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×100/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×79/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×89/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×83/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×78/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×73/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×67/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×65/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×68/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×59/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×54/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×52/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×48/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×39/1000)	

「特別地域訪問入浴加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
 -○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 1回につき +180単位	1日につき +200単位	1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合										
	介護医療院の場合										
ロ 訪問リハビリテーション費		1回につき 308単位を加算									
ハ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)									
<small>注</small> 「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 <small>注</small> 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算前の単位数を算入 <small>注</small> 療養施設に入室する場合は、当該施設に入室した日の算定対象とする											

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (316単位)	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医療総合管理料 又は特定施設入居者等 ケア管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (299単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(317単位) (487単位) (441単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (308単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (417単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)	+100単位	+230単位	+150単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (316単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月2回を限度) (468単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (445単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (328単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)	+15/100	+10/100	+5/100
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(382単位) (328単位) (235単位)			
<small>注</small> ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養等及びがん不全や経過不全で治療方針転換を要する患者については、週2回かつ月8算定できる。 <small>注</small> ハについて、社会的なケア管理を行っている施設が、当該利用者の身体増進(Ⅰ)より特別報酬の算定管理を行う必要がある等の特別の取組を行った場合は、当該指定期間の30日間(同一)を超えて、6回(2回を限度)まで算定できる。 <small>注</small> 療について、がん末期の患者については、月8回を限度として算定できる。					

6 通所介護費

基本部分	利用者の 利用 状況 が 利用 定員 を超える 場合	看護・介 護職員 の 配置 が 基準 に 達 し て い な い 場 合	高齢者 虐待 防止 措置 費 未 減 算	業務 継続 計画 未 策 定 減 算	2時間 以上 5時間 未満 の 通 所 介 護 を 行 う 場 合	感染症 又は 災害 の 発生 を 理 由 と し て 利 用 者 数 の 減少 が 一 定 以上 生 じ て い る 場 合	8時間 以上 9時間 未満 の 通 所 介 護 を 行 う 場 合	共生型 通所 介護 を 行 う 場 合	生活 相談 員 配置 等 加 算	中山間 地 域 等 に 居 住 す る 者 への サービス 提供 加 算	入浴 介 助 加 算 (I)	入浴 介 助 加 算 (II)	中重度 ケア 体制 加 算	生活 機能 向上 支援 加 	生活 機能 向上 支援 加 算 (II)	個別 機能 別 加 算 (I)イ	個別 機能 別 加 算 (I)ロ	個別 機能 別 加 算 (I)ハ	ADL 維持 等 加 算 (I)	ADL 維持 等 加 算 (II)	認知 症 加 算	若年 性 認 知 症 	栄養 ア セ ス メント 	栄養 改善 加 算	口腔・食 養 ス クリーニング 加 	口腔・食 養 ス クリーニング 加 算 (II)	口腔 機能 向上 加 算 (I)	口腔 機能 向上 加 算 (II)	科学的 介 護 体 制 新 規 加 算	事業 所 と 同 一 	事業 所 が 送 迎 を 行 わ な い 場 合				
																																乗合車 等 運 送 費 加 算	乗合車 等 運 送 費 	乗合車 等 運 送 費 	乗合車 等 運 送 費
イ 通常 規 格 型 	(1) 3時間以上4時間未満	乗合車1 (370 単位)	×70/100	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		乗合車2 (423 単位)																															乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)	乗合車5 (588 単位)
		乗合車1 (388 単位)																															乗合車2 (444 単位)	乗合車3 (502 単位)	乗合車4 (560 単位)
		乗合車1 (570 単位)																															乗合車2 (673 単位)	乗合車3 (777 単位)	乗合車4 (880 単位)
		乗合車1 (984 単位)																															乗合車2 (584 単位)	乗合車3 (689 単位)	乗合車4 (796 単位)
	(2) 4時間以上5時間未満	乗合車1 (388 単位)	乗合車2 (444 単位)	乗合車3 (502 単位)	乗合車4 (560 単位)																														
		乗合車1 (570 単位)	乗合車2 (673 単位)	乗合車3 (777 単位)	乗合車4 (880 単位)																														
		乗合車1 (984 単位)	乗合車2 (584 単位)	乗合車3 (689 単位)	乗合車4 (796 単位)																														
		乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																														
		乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																														
		乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																														
		乗合車1 (984 単位)	乗合車2 (584 単位)	乗合車3 (689 単位)	乗合車4 (796 単位)																														
		乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																														
		乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																														
(4) 6時間以上7時間未満	乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																															
	乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																															
	乗合車1 (984 単位)	乗合車2 (584 単位)	乗合車3 (689 単位)	乗合車4 (796 単位)																															
	乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																															
	乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																															
(5) 7時間以上8時間未満	乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																															
	乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																															
	乗合車1 (984 単位)	乗合車2 (584 単位)	乗合車3 (689 単位)	乗合車4 (796 単位)																															
	乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																															
	乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																															
(6) 8時間以上9時間未満	乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																															
	乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																															
	乗合車1 (984 単位)	乗合車2 (584 単位)	乗合車3 (689 単位)	乗合車4 (796 単位)																															
	乗合車1 (370 単位)	乗合車2 (423 単位)	乗合車3 (479 単位)	乗合車4 (533 単位)																															
	乗合車1 (558 単位)	乗合車2 (617 単位)	乗合車3 (673 単位)	乗合車4 (731 単位)																															
ロ 大 規 格 型 通 所 介 護 費 (I)	(1) 3時間以上4時間未満	乗合車1 (359 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	+3/100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		乗合車2 (409 単位)																															乗合車3 (462 単位)	乗合車4 (513 単位)	乗合車5 (568 単位)
		乗合車1 (376 単位)																															乗合車2 (430 単位)	乗合車3 (486 単位)	乗合車4 (541 単位)
		乗合車1 (544 単位)																															乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)
		乗合車1 (974 単位)																															乗合車2 (667 単位)	乗合車3 (770 単位)	乗合車4 (871 単位)
	(2) 4時間以上5時間未満	乗合車1 (359 単位)	乗合車2 (409 単位)	乗合車3 (462 単位)	乗合車4 (513 単位)																														
		乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																														
		乗合車1 (376 単位)	乗合車2 (430 単位)	乗合車3 (486 単位)	乗合車4 (541 単位)																														
		乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																														
		乗合車1 (974 単位)	乗合車2 (667 単位)	乗合車3 (770 単位)	乗合車4 (871 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	乗合車1 (359 単位)	乗合車2 (409 単位)	乗合車3 (462 単位)	乗合車4 (513 単位)																														
		乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																														
		乗合車1 (376 単位)	乗合車2 (430 単位)	乗合車3 (486 単位)	乗合車4 (541 単位)																														
		乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																														
		乗合車1 (974 単位)	乗合車2 (667 単位)	乗合車3 (770 単位)	乗合車4 (871 単位)																														
(4) 6時間以上7時間未満	乗合車1 (359 単位)	乗合車2 (409 単位)	乗合車3 (462 単位)	乗合車4 (513 単位)																															
	乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																															
	乗合車1 (376 単位)	乗合車2 (430 単位)	乗合車3 (486 単位)	乗合車4 (541 単位)																															
	乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																															
	乗合車1 (974 単位)	乗合車2 (667 単位)	乗合車3 (770 単位)	乗合車4 (871 単位)																															
(5) 7時間以上8時間未満	乗合車1 (359 単位)	乗合車2 (409 単位)	乗合車3 (462 単位)	乗合車4 (513 単位)																															
	乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																															
	乗合車1 (376 単位)	乗合車2 (430 単位)	乗合車3 (486 単位)	乗合車4 (541 単位)																															
	乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																															
	乗合車1 (974 単位)	乗合車2 (667 単位)	乗合車3 (770 単位)	乗合車4 (871 単位)																															
(6) 8時間以上9時間未満	乗合車1 (359 単位)	乗合車2 (409 単位)	乗合車3 (462 単位)	乗合車4 (513 単位)																															
	乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																															
	乗合車1 (376 単位)	乗合車2 (430 単位)	乗合車3 (486 単位)	乗合車4 (541 単位)																															
	乗合車1 (544 単位)	乗合車2 (643 単位)	乗合車3 (743 単位)	乗合車4 (840 単位)																															
	乗合車1 (974 単位)	乗合車2 (667 単位)	乗合車3 (770 単位)	乗合車4 (871 単位)																															
ハ 大 規 格 型 通 所 介 護 費 (II)	(1) 3時間以上4時間未満	乗合車1 (345 単位)	×70/100	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		乗合車2 (395 単位)																															乗合車3 (446 単位)	乗合車4 (495 単位)	乗合車5 (549 単位)
		乗合車1 (362 単位)																															乗合車2 (414 単位)	乗合車3 (468 単位)	乗合車4 (521 単位)
		乗合車1 (525 単位)																															乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)
		乗合車1 (959 単位)																															乗合車2 (543 単位)	乗合車3 (641 単位)	乗合車4 (740 単位)
	(2) 4時間以上5時間未満	乗合車1 (345 単位)	乗合車2 (395 単位)	乗合車3 (446 単位)	乗合車4 (495 単位)																														
		乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																														
		乗合車1 (362 単位)	乗合車2 (414 単位)	乗合車3 (468 単位)	乗合車4 (521 単位)																														
		乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																														
		乗合車1 (959 単位)	乗合車2 (543 単位)	乗合車3 (641 単位)	乗合車4 (740 単位)																														
	(3) 5時間以上6時間未満	乗合車1 (345 単位)	乗合車2 (395 単位)	乗合車3 (446 単位)	乗合車4 (495 単位)																														
		乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																														
		乗合車1 (362 単位)	乗合車2 (414 単位)	乗合車3 (468 単位)	乗合車4 (521 単位)																														
		乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																														
		乗合車1 (959 単位)	乗合車2 (543 単位)	乗合車3 (641 単位)	乗合車4 (740 単位)																														
(4) 6時間以上7時間未満	乗合車1 (345 単位)	乗合車2 (395 単位)	乗合車3 (446 単位)	乗合車4 (495 単位)																															
	乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																															
	乗合車1 (362 単位)	乗合車2 (414 単位)	乗合車3 (468 単位)	乗合車4 (521 単位)																															
	乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																															
	乗合車1 (959 単位)	乗合車2 (543 単位)	乗合車3 (641 単位)	乗合車4 (740 単位)																															
(5) 7時間以上8時間未満	乗合車1 (345 単位)	乗合車2 (395 単位)	乗合車3 (446 単位)	乗合車4 (495 単位)																															
	乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																															
	乗合車1 (362 単位)	乗合車2 (414 単位)	乗合車3 (468 単位)	乗合車4 (521 単位)																															
	乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																															
	乗合車1 (959 単位)	乗合車2 (543 単位)	乗合車3 (641 単位)	乗合車4 (740 単位)																															
(6) 8時間以上9時間未満	乗合車1 (345 単位)	乗合車2 (395 単位)	乗合車3 (446 単位)	乗合車4 (495 単位)																															
	乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																															
	乗合車1 (362 単位)	乗合車2 (414 単位)	乗合車3 (468 単位)	乗合車4 (521 単位)																															
	乗合車1 (525 単位)	乗合車2 (620 単位)	乗合車3 (715 単位)	乗合車4 (812 単位)																															
	乗合車1 (959 単位)	乗合車2 (543 単位)	乗合車3 (641 単位)	乗合車4 (740 単位)																															

(1) サービス提供体制強化加算(1)	(1回につき 22単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算(2)	(1回につき 18単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算(3)	(1回につき 6単位を加算)

1) サービス提供体制強化加算(1)	(1回につき 22単位を加算)
2) サービス提供体制強化加算(2)	(1回につき 18単位を加算)
3) サービス提供体制強化加算(3)	(1回につき 6単位を加算)
4) サービス提供体制強化加算(4)	(1回につき 10単位を加算)
5) サービス提供体制強化加算(5)	(1回につき 10単位を加算)
6) サービス提供体制強化加算(6)	(1回につき 10単位を加算)
7) サービス提供体制強化加算(7)	(1回につき 10単位を加算)
8) サービス提供体制強化加算(8)	(1回につき 10単位を加算)
9) サービス提供体制強化加算(9)	(1回につき 10単位を加算)
10) サービス提供体制強化加算(10)	(1回につき 10単位を加算)
11) サービス提供体制強化加算(11)	(1回につき 10単位を加算)
12) サービス提供体制強化加算(12)	(1回につき 10単位を加算)
13) サービス提供体制強化加算(13)	(1回につき 10単位を加算)
14) サービス提供体制強化加算(14)	(1回につき 10単位を加算)
15) サービス提供体制強化加算(15)	(1回につき 10単位を加算)
16) サービス提供体制強化加算(16)	(1回につき 10単位を加算)
17) サービス提供体制強化加算(17)	(1回につき 10単位を加算)
18) サービス提供体制強化加算(18)	(1回につき 10単位を加算)
19) サービス提供体制強化加算(19)	(1回につき 10単位を加算)
20) サービス提供体制強化加算(20)	(1回につき 10単位を加算)
21) サービス提供体制強化加算(21)	(1回につき 10単位を加算)
22) サービス提供体制強化加算(22)	(1回につき 10単位を加算)
23) サービス提供体制強化加算(23)	(1回につき 10単位を加算)
24) サービス提供体制強化加算(24)	(1回につき 10単位を加算)
25) サービス提供体制強化加算(25)	(1回につき 10単位を加算)
26) サービス提供体制強化加算(26)	(1回につき 10単位を加算)
27) サービス提供体制強化加算(27)	(1回につき 10単位を加算)
28) サービス提供体制強化加算(28)	(1回につき 10単位を加算)
29) サービス提供体制強化加算(29)	(1回につき 10単位を加算)
30) サービス提供体制強化加算(30)	(1回につき 10単位を加算)

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「支給限度額管理の対策」の算定項目

※ 区分はAを算定する場合は、支給限度額基礎額の算定、その単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和3年4月1日までの期間適用

※ サービス提供体制強化加算(1)については、令和3年5月31日まで算定変更

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	部下幅が設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心理症状状態対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (722 単位) 要介護2 (766 単位) 要介護3 (839 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (946 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)										
		d 診療所短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)										
		e 診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (847 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (954 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,059 単位)										
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	f 診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,045 単位)										
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (624 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (715 単位) 要介護4 (762 単位) 要介護5 (807 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 (734 単位) 要介護2 (779 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)										
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 (887 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,039 単位) 要介護5 (1,090 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)										
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)											
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)											
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)											
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)											
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位) (二) 4時間以上5時間未満 (948 単位) (三) 6時間以上5時間未満 (1,316 単位)											
	(4) 口腔嚥下強化加算 (1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))												
(5) 療養加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(6) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)													
(7) 特定診療費													
(8) 生産性向上推進体制加算 (一) 生産性向上推進体制加算 (I) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算 (II) (1月につき 10単位を加算)													
(9) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)													
(二) 介護職員等処遇改善加算 (I) (1日につき + 定率単位数 × 61 / 1000) (三) 介護職員等処遇改善加算 (II) (1日につき + 定率単位数 × 47 / 1000) (四) 介護職員等処遇改善加算 (III) (1日につき + 定率単位数 × 36 / 1000) (五) 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1日につき + 定率単位数 × 29 / 1000) a. 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) (1日につき + 定率単位数 × 46 / 1000) b. 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) (1日につき + 定率単位数 × 44 / 1000) c. 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) (1日につき + 定率単位数 × 42 / 1000) d. 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) (1日につき + 定率単位数 × 40 / 1000) e. 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) (1日につき + 定率単位数 × 39 / 1000) f. 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) (1日につき + 定率単位数 × 35 / 1000) g. 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) (1日につき + 定率単位数 × 35 / 1000) h. 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1日につき + 定率単位数 × 31 / 1000) i. 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1日につき + 定率単位数 × 31 / 1000) j. 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) (1日につき + 定率単位数 × 30 / 1000) k. 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) (1日につき + 定率単位数 × 24 / 1000) l. 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) (1日につき + 定率単位数 × 26 / 1000) m. 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) (1日につき + 定率単位数 × 20 / 1000) n. 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) (1日につき + 定率単位数 × 15 / 1000)	※ 定率単位数は、(1)から(9)までの計算した単位数の合計												
(10) 介護職員等処遇改善加算 (一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) (1日につき + 定率単位数 × 61 / 1000) (二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) (1日につき + 定率単位数 × 47 / 1000) (三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) (1日につき + 定率単位数 × 36 / 1000) (四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) (1日につき + 定率単位数 × 29 / 1000) a. 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) (1日につき + 定率単位数 × 46 / 1000) b. 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) (1日につき + 定率単位数 × 44 / 1000) c. 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) (1日につき + 定率単位数 × 42 / 1000) d. 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) (1日につき + 定率単位数 × 40 / 1000) e. 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) (1日につき + 定率単位数 × 39 / 1000) f. 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) (1日につき + 定率単位数 × 35 / 1000) g. 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) (1日につき + 定率単位数 × 35 / 1000) h. 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1日につき + 定率単位数 × 31 / 1000) i. 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1日につき + 定率単位数 × 31 / 1000) j. 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) (1日につき + 定率単位数 × 30 / 1000) k. 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) (1日につき + 定率単位数 × 24 / 1000) l. 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) (1日につき + 定率単位数 × 26 / 1000) m. 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) (1日につき + 定率単位数 × 20 / 1000) n. 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) (1日につき + 定率単位数 × 15 / 1000)													

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感状発症予防及びリスクの防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分	介護医療院の名称	介護医療院の所在地	介護医療院の種別	介護医療院の規模	介護医療院の開設年月	介護医療院の代表者	介護医療院の施設状況		介護医療院の運営状況	介護医療院の経営状況	介護医療院の財務状況	介護医療院のその他事項
							介護医療院の施設整備状況	介護医療院の設備状況				
(1) 介護医療院の短期入所療養介護費 (1) 介護医療院の短期入所療養介護費 (2) 介護医療院の短期入所療養介護費 (3) 介護医療院の短期入所療養介護費 (4) 介護医療院の短期入所療養介護費 (5) 介護医療院の短期入所療養介護費 (6) 介護医療院の短期入所療養介護費 (7) 介護医療院の短期入所療養介護費 (8) 介護医療院の短期入所療養介護費 (9) 介護医療院の短期入所療養介護費 (10) 介護医療院の短期入所療養介護費 (11) 介護医療院の短期入所療養介護費 (12) 介護医療院の短期入所療養介護費	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

※ 介護医療院の名称は、介護医療院の名称に「介護医療院」と記載すること。また、介護医療院の名称は、介護医療院の名称に「介護医療院」と記載すること。また、介護医療院の名称は、介護医療院の名称に「介護医療院」と記載すること。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者 20人以上に居宅 介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中 減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3-4-5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 (544単位)								
			要介護3-4-5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1-2 (326単位)								
			要介護3-4-5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)								
			要介護3-4-5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 (527単位)								
			要介護3-4-5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1-2 (316単位)								
			要介護3-4-5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)									
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)									
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)									
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)									
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)									
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)									
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)									
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)									
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)									
ト 退院情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)								

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注 特別優待			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)		
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		
ニ 退所時特種情報提供加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時特種情報提供加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた抱れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(※2)	(一) 退所時特種情報提供加算(Ⅰ) (400単位) 退所時特種情報提供加算(Ⅱ) (600単位) (二) 退所時情報提供加算(Ⅰ) (250単位) 退所時情報提供加算(Ⅱ) (250単位) (三) 入退所前連携加算(Ⅰ) (600単位) (四) 入退所前連携加算(Ⅱ) (400単位) (2) 訪問看護提供加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		注 入所期間が1月を超え入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の生活環境に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前連携し、情報提供がサービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所等と連携し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算(※2)	(1日につき 25単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定していない場合は、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受け口腔歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
フ 療養加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
カ 在宅復帰支援情報加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
コ カカワフク医療連携推進加算(※2)	(1) かかワフク医療連携推進加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として140単位を加算) かかワフク医療連携推進加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (2) かかワフク医療連携推進加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算) (3) かかワフク医療連携推進加算(Ⅳ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)		
ク 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定)) (2) 特定治療		
ケ 所定療養費加算(※2)	(1) 所定療養費加算(Ⅰ) (1月に1回7日を限度とし、1日につき239単位を算定) (2) 所定療養費加算(Ⅱ) (1月に1回10日を限度とし、1日につき240単位を算定)		
ク 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
ネ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ナ シンパシー・シミュレーション計画書情報加算(※2)	(1) シンパシー・シミュレーション計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき 53単位を加算) (2) シンパシー・シミュレーション計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		
チ 看護マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)		
ム 療養支援加算(※2)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
ウ 自立支援加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
キ 科学的介護連携体制加算(※2)	(1) 科学的介護連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
フ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
オ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
カ 転倒・転落予防加算	(1月1回、連続して60日を限度として 240単位を算定)		
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	<p>① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑥ 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑦ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑧ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑨ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑪ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑫ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑬ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑭ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑮ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑯ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑰ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑱ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑲ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>⑳ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉑ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉒ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉓ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉔ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉕ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉖ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉗ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉘ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉙ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉚ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉛ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉜ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉝ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉞ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㉟ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊱ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊲ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊳ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊴ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊵ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊶ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊷ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊸ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊹ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊺ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊻ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊼ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊽ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊾ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p> <p>㊿ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 1,000単位を加算)</p>		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション(実施加算、認知症短期集中リハビリテーション(実施加算)を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合は、(※2)を適用しない。
※ 療養型施設等感染対策向上加算については、感染防止対策及び感染防止のための指針の整備及び対策実施に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注	注	注											
基本部分	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分入浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算											
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用数50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100											
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)																			
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)																		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)																		
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)																		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)																		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)																		
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×33/1000)

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護サービス実施の場合	(1) 20分未満 ※1日1回以上、20分以上の看護時間又は看護職による訪問を行った場合は各実施可能	×90/100	1,100円	1,100円	30分未満の場合 +25/100	30分未満の場合 +20/100	30分以上の場合 +42/100	+300単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所同一建物以外の同一建物にサービスを行う場合	+15/100	+10/100	+10/100	+5/100	1月につき +225単位	1月につき +575単位
	(2) 30分未満															
	(3) 30分以上1時間未満															
	(4) 1時間以上1時間30分未満															
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※1日2回訪問を最大とする場合は95/100															
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 ※1日1回以上、20分以上の看護時間又は看護職による訪問を行った場合は各実施可能	×90/100	1,100円	1,100円	30分未満の場合 +25/100	30分未満の場合 +20/100	30分以上の場合 +42/100	+300単位	事業所同一建物以外の同一建物にサービスを行う場合	+15/100	+10/100	+10/100	+5/100	1月につき +225単位	1月につき +575単位	
	(2) 30分未満															
	(3) 30分以上1時間未満															
	(4) 1時間以上1時間30分未満															
	※1日2回訪問を最大とする場合は95/100															
ハ 初回加算	1回につき +300単位															
ニ 訪問開始時間加算	1回につき +400単位															
ホ 看護体制強化加算	1月につき +100単位															
ヘ 介護職員処遇改善加算	1月につき +100単位															
ヘー サービス提供体制強化加算	1月につき +50単位															
ヘニ サービス提供体制強化加算	1月につき +50単位															

「指定介護予防訪問看護加算」、「中山間地域における看護事業加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給調整管理の対象外の算定項目
「事業所同一建物以外の同一建物にサービスを行う場合」は、支給調整基準額内算定の額、後継減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の延長訪問時間については、単価・単量「通常の介護予防訪問看護」に係る加算率を算入するものとす。

3 介護予防訪問介護ハビテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問介護ハビテーションサービス実施の場合	病院又は診療所の場合	×90/100	1,100円	1,100円	+15/100	+10/100	+5/100	+200単位	事業所同一建物以外の同一建物にサービスを行う場合	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +200単位	1月につき +500単位	
	介護老人保健施設の場合														
	介護療養施設の場合														
介護予防訪問介護ハビテーションサービス実施の場合	1月につき +200単位														
ヘー サービス提供体制強化加算	1月につき +50単位														
ヘニ サービス提供体制強化加算	1月につき +50単位														

「指定介護予防訪問看護加算」、「中山間地域における看護事業加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給調整管理の対象外の算定項目
「事業所同一建物以外の同一建物にサービスを行う場合」は、支給調整基準額内算定の額、後継減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の延長訪問時間については、単価・単量「通常の介護予防訪問看護」に係る加算率を算入するものとす。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
			特別加算の適用が認められる介護事業所加算	中心地域等に指定区域等への提供が認められる介護事業所加算	
イ 居宅訪問介護 （訪問介護費）	1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） （2人以上）	(一) 第一種特任者1人以内で行う場合 （220単位）			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(三) 1及び2以外の場合 （220単位）			
	2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） （5人以上指定居宅施設、管理科又は指定居宅施設、高齢者福祉センター等管理科を要する等）	(一) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(三) 1及び2以外の場合 （220単位）			
ロ 資料運搬訪問介護 （巡回介護費）		(1) 第一種特任者1人以内で行う場合 （220単位）	+15/100	+10/100	+5/100
		(2) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(3) 1)及び2)以外の場合 （220単位）			
ハ 車椅子訪問介護	1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） （2人以上）	(一) 第一種特任者1人以内で行う場合 （220単位）	注 特別な措置の取置が行われている居宅の訪問介護又は居宅訪問介護を行うこと、当該事業所の運営に関する必要な事業計画管理指導その他の場合 （220単位）		
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(三) 1及び2)以外の場合 （220単位）			
	2) 車椅子運搬訪問介護 （4種介護費）	(一) 第一種特任者1人以内で行う場合 （220単位）			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(三) 1)及び2)以外の場合 （220単位）			
		(4) 特別な措置に関する訪問介護 （巡回介護費） （220単位）			
ニ 居宅療養管理指導 （巡回介護費）	1) 地域包括ケア事業推進費 （巡回介護費）	(一) 第一種特任者1人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(三) 1)及び2)以外の場合 （220単位）			
	2) 地域包括ケア事業推進費 （巡回介護費）	(一) 第一種特任者1人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(三) 1)及び2)以外の場合 （220単位）			
		(4) 特別な措置に関する訪問介護 （巡回介護費） （220単位）			
ホ 資料運搬サービス （巡回介護費）		(1) 第一種特任者1人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）	+15/100	+10/100	+5/100
		(2) 第一種特任者2人以上以下5人以下に別して行う場合 （220単位）			
		(3) 1)及び2)以外の場合 （220単位）			

※ ハ(2)(一)(二)に注記について、がん末期の患者、中心聴診器費等を行うことや呼称手袋で採集した尿を保存する器具については、適用範囲外と判断させていただきます。
 ※ 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）（2人以上）及び（Ⅱ）（5人以上指定居宅施設、管理科又は指定居宅施設、高齢者福祉センター等管理科を要する等）については、特別加算の適用が認められる介護事業所加算、中心地域等に指定区域等への提供が認められる介護事業所加算が適用されます。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(出生を満たさない場合)	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(出生を満たさない場合)		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									-376単位	-120単位	
		要支援2	(2,268単位)									-752単位	-240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1										-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき+562単位	1月につき+240単位		-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援1										-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)									-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算 (1回につき、600単位)													
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)													
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)													
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))												
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)												
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)												
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき、480単位を加算)													
左 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)													
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき、88単位を加算) 要支援2 (1月につき、176単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき、72単位を加算) 要支援2 (1月につき、144単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき、24単位を加算) 要支援2 (1月につき、48単位を加算)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、士所定単位数×86/1000)											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、士所定単位数×83/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき、士所定単位数×66/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき、士所定単位数×53/1000)											
	介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(1)	(1月につき、士所定単位数×76/1000)										
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(2)	(1月につき、士所定単位数×73/1000)										
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(3)	(1月につき、士所定単位数×73/1000)										
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(4)	(1月につき、士所定単位数×70/1000)										
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)(5)	(1月につき、士所定単位数×63/1000)										
	介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)(6)	(1月につき、士所定単位数×60/1000)										
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)(7)	(1月につき、士所定単位数×58/1000)										
		(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)(8)	(1月につき、士所定単位数×56/1000)										
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)(9)	(1月につき、士所定単位数×55/1000)										
	介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(10)	(1月につき、士所定単位数×48/1000)										
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(11)		(1月につき、士所定単位数×43/1000)											
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(12)		(1月につき、士所定単位数×45/1000)											
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(13)		(1月につき、士所定単位数×38/1000)											
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)(14)		(1月につき、士所定単位数×28/1000)											

注：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来の型)	要支援1 (479 単位)	442単位	連続31日以上の介護予防短期入所生活介護を行った場合	活動を行う職員が介護予防の職員の数に満たない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が所定員を超えない場合	介護・看護職員の員数が標準に満たない場合	実働のユニットケアユニット毎に配置しているユニットケアに占める割合が標準である場合	身体拘束薬の使用実態調査	高齢者虐待防止措置の実施実態調査	業務継続計画策定実態調査	介護予防短期入所生活介護を行う準備	生活施設員配置実態調査	生活施設向上調査(1)	生活施設向上調査(2)	種別訓練体別加算	個別訓練体別加算	認知症行動・心療症対応急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対し苦慮を行った場合	
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(2) (多床型)	要支援1 (479 単位)	442単位																		要支援2 (596 単位)
	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来の型)	要支援1 (451 単位)	442単位	要支援2 (561 単位)																		548単位
	(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(2) (多床型)	要支援1 (451 単位)	442単位	要支援2 (561 単位)																		548単位
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1) (ユニット型)	要支援1 (561 単位)	503単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に100を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別訓練体別加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
		(二) 経過の単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (561 単位)	503単位																	要支援2 (661 単位)	623単位
	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (529 単位)	503単位	要支援2 (656 単位)																	623単位	
	(二) 経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (529 単位)	503単位	要支援2 (656 単位)																	623単位	

ハ □ 設備強化加算 (1日につき +50単位(1月に100を限度))

ニ 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

ホ 認知症専門ケア加算
(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)
(2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)

ヘ 生産性向上推進体制加算
(1) 生産性向上推進体制加算(1) (1月につき 100単位を加算)
(2) 生産性向上推進体制加算(2) (1月につき 10単位を加算)

サービス提供体制強化加算
(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)

<p>サービス提供体制強化加算(1) (1日につき +指定単位数×140/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(2) (1日につき +指定単位数×136/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(3) (1日につき +指定単位数×118/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(4) (1日につき +指定単位数×90/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(5) (1日につき +指定単位数×124/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(6) (1日につき +指定単位数×117/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(7) (1日につき +指定単位数×120/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(8) (1日につき +指定単位数×113/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(9) (1日につき +指定単位数×101/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(10) (1日につき +指定単位数×97/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(11) (1日につき +指定単位数×113/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(12) (1日につき +指定単位数×101/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(13) (1日につき +指定単位数×97/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(14) (1日につき +指定単位数×90/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(15) (1日につき +指定単位数×87/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(16) (1日につき +指定単位数×86/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(17) (1日につき +指定単位数×74/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(18) (1日につき +指定単位数×74/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(19) (1日につき +指定単位数×70/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(20) (1日につき +指定単位数×63/1000)</p> <p>サービス提供体制強化加算(21) (1日につき +指定単位数×47/1000)</p>	<p>指定単位数は、2025年4月1日算定した単位数を示す。</p>
---	------------------------------------

※ 「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束薬未実施減算については令和7年4月1日から適用
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用可能。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注			
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	要支援1 (530 単位) 要支援2 (666 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100			診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	要支援1 (559 単位) 要支援2 (693 単位)												
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	要支援1 (549 単位) 要支援2 (684 単位)												
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	要支援1 (589 単位) 要支援2 (747 単位)												
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)												
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	要支援1 (612 単位) 要支援2 (769 単位)												
		(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)												要支援1 (471 単位) 要支援2 (588 単位)
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	要支援1 (537 単位) 要支援2 (678 単位)													
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)												×97/100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)												
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)												
		(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)												
		(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)												
		(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)												
(3) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))														
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I)			(1日につき 3単位を加算)											
	(二)認知症専門ケア加算(II)			(1日につき 4単位を加算)											
(6) 特定診療費															
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I)			(1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算(II)			(1月につき 10単位を加算)											
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)			(1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(II)			(1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(III)			(1日につき 6単位を加算)											
(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(I)			(1月につき +所定単位×51/1000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員等処遇改善加算(II)			(1月につき +所定単位×47/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(III)			(1月につき +所定単位×36/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(IV)			(1月につき +所定単位×29/1000)											
	a. 介護職員等処遇改善加算(V)(1)			(1月につき +所定単位×46/1000)											
	b. 介護職員等処遇改善加算(V)(2)			(1月につき +所定単位×44/1000)											
	c. 介護職員等処遇改善加算(V)(3)			(1月につき +所定単位×42/1000)											
	d. 介護職員等処遇改善加算(V)(4)			(1月につき +所定単位×40/1000)											
	e. 介護職員等処遇改善加算(V)(5)			(1月につき +所定単位×39/1000)											
	f. 介護職員等処遇改善加算(V)(6)			(1月につき +所定単位×35/1000)											
	g. 介護職員等処遇改善加算(V)(7)			(1月につき +所定単位×35/1000)											
	h. 介護職員等処遇改善加算(V)(8)			(1月につき +所定単位×31/1000)											
	i. 介護職員等処遇改善加算(V)(9)			(1月につき +所定単位×31/1000)											
	j. 介護職員等処遇改善加算(V)(10)			(1月につき +所定単位×30/1000)											
	k. 介護職員等処遇改善加算(V)(11)			(1月につき +所定単位×24/1000)											
	l. 介護職員等処遇改善加算(V)(12)			(1月につき +所定単位×26/1000)											
	m. 介護職員等処遇改善加算(V)(13)			(1月につき +所定単位×20/1000)											
	n. 介護職員等処遇改善加算(V)(14)			(1月につき +所定単位×15/1000)											
	注 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目														
※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する															
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用															
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能															

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	×70/100	-10/100									
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 67単位)		×70/100	-1/100	-1/100	-3/100							
介護予防特定施設入居者生活介護費 (250単位)												
一 認知症専門ケア加算 (を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
二 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)											
三 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1)月1回、看護士初日受検料にて 240単位(標準) (2)生活向上等身体機能加算 (を算定する場合のみ算定) (1月につき 100単位を加算) (2)生活向上等身体機能加算 (1月につき 10単位を加算)											
ナース提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
指定期間介護 1回につき1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,032単位 1回につき2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,066単位 指定期間中に指定期間中の訪問介護が必要とされた者 (指定期間中のある月に6回以上) 2,277単位 指定期間中の介護 要支援1 1,511単位 要支援2 3,022単位												
介護予防特定施設及び介護予防施設系サービス 通常のサービスと併用する場合の報酬単位の50/100 介護予防施設系サービスと併用する場合の報酬単位の100/100 介護予防施設系サービスと併用する場合の算定が可能な 介護予防施設系サービスと併用する場合の報酬単位の算定が可能な 介護予防施設系サービスと併用する場合の報酬単位の算定が可能な												
介護予防施設用員算定 介護予防施設用員算定は、併用 された。基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給報酬を算 定する。												
当該介護サービスについては、「指定期間介護」によるもの、 「指定期間中(指定期間中)」によるもの、 「指定期間中(指定期間中)」によるもの、 「指定期間中(指定期間中)」によるもの、												

介護予防特定施設入居者生活介護費 (1)介護予防特定施設入居者生活介護費(Ⅰ) (1日につき 183単位を加算) (2)介護予防特定施設入居者生活介護費(Ⅱ) (1日につき 313単位を加算) (3)介護予防特定施設入居者生活介護費(Ⅲ) (1日につき 67単位を加算)	要支援1(183)単位 要支援2(313)単位 要支援3(67)単位											
一 認知症専門ケア加算 (1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
二 高齢者施設等感染対策向上加算 (1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)												
三 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1)月1回、看護士初日受検料にて 240単位(標準) (2)生活向上等身体機能加算 (を算定する場合のみ算定) (1月につき 100単位を加算) (2)生活向上等身体機能加算 (1月につき 10単位を加算)												
ナース提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												

※ 原簿種 要支援1 5022単位
要支援2 10531単位
※ 身体障害者福祉手当等減算については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務経費計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常事態に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
[介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法](#)

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費 (要支援1介護予防福祉用具貸与に した費用の額を当該事業所の所定知識- 算定される単位の算定額として算定する)	要支援1 要支援2	-1/100	-1/100		
要支援1又は要支援2の者については、要する福祉用具、特殊履歩、特殊視覚付具、採ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)					
高齢者虐待防止措置未定減算については、令和9年4月1日から適用する。					
業務経費計画未定減算については令和7年4月1日から適用する。					

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外となる算定項目
※ 要支援1又は要支援2の者については、要する福祉用具、特殊履歩、特殊視覚付具、採ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(II) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(I) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)						
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算(I) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)					
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +22単位)	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +6単位)						
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×224/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×182/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×145/1000)							
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)							
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)							
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)							
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)							
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)							
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)							
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)							
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)							
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)							
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)							
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)								
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)								
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)								
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)								

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注
			身体拘束止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	登録者数が登録定員を超える場合又はは	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に 対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100		+5/100
		要介護2 (15,370 単位)									
		要介護3 (22,359 単位)									
		要介護4 (24,677 単位)									
		要介護5 (27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (8,423 単位)									
		要介護2 (13,849 単位)									
		要介護3 (20,144 単位)									
		要介護4 (22,233 単位)									
		要介護5 (24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)										
	要介護2 (640 単位)										
	要介護3 (709 単位)										
	要介護4 (777 単位)										
	要介護5 (843 単位)										
ハ 初算加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)									
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)									
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)									
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間で換算))											
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)									
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)									
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)									
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)									
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)									
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヲ ロ 総合ケアプランニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を換算))											
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
ハ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 76単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 390単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
ホ 介護職員処遇改善加算	30) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	1) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×149/10000)									
		2) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×146/10000)									
		3) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×134/10000)									
		4) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×106/10000)									
		5) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×130/10000)									
		6) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×121/10000)									
		7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×129/10000)									
		8) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×118/10000)									
		9) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×103/10000)									
		10) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×101/10000)									
		11) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×85/10000)									
		12) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×77/10000)									
		13) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×71/10000)									
		14) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×58/10000)									
		15) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×55/10000)									
31) 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」並びに介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入											
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入											
※ 身体拘束止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。											
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。											
※ この算定方法等に関する詳細については、令和7年3月31日までの間適用しない。											

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の数及び基準を満たさない場合	利用者の数が増える場合	介護従業者の人数が基準に満たない場合	身体拘束禁止の実施減算	活動者虐待防止措置の実施減算	業務継続計画の実施減算	3ユニットで夜間を行う職員の数等を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費	若年性認知症利用者実入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			
		要介護2 (801 単位)											
要介護3 (824 単位)													
要介護4 (841 単位)													
要介護5 (859 単位)													
要介護1 (753 単位)													
要介護2 (788 単位)													
要介護3 (813 単位)													
要介護4 (828 単位)													
要介護5 (845 単位)													
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (792 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日限を 限度)	
		要介護2 (829 単位)											
要介護3 (854 単位)													
要介護4 (870 単位)													
要介護5 (887 単位)													
要介護1 (781 単位)													
要介護2 (817 単位)													
要介護3 (841 単位)													
要介護4 (859 単位)													
要介護5 (874 単位)													
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)											
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)											
	(3) 死亡日前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)											
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)												
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を構築している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)											
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ)	(1日につき 57単位を加算)											
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	(1日につき 47単位を加算)											
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	(1日につき 37単位を加算)											
	(4) 医療連携体制加算Ⅱ	(1日につき 5単位を加算)											
ヘ 通院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)												
ト 遠隔地相談加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)											
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)												
ロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)												
ワ ロビ(栄養スクリーニング)加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
リ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)												
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)											
タ 新興感染症等施設整備費	(1月に1回、連続す65日を限度として 240単位を算定)												
レ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
セ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1日につき、所定単位数×186/1000)											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1日につき、所定単位数×178/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1日につき、所定単位数×155/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1日につき、所定単位数×125/1000)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1日につき、所定単位数×183/1000)											
	(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1日につき、所定単位数×166/1000)											
	(7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	(1日につき、所定単位数×155/1000)											
	(8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき、所定単位数×148/1000)											
	(9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき、所定単位数×133/1000)											
	(10) 介護職員処遇改善加算(Ⅸ)	(1日につき、所定単位数×125/1000)											
	(11) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)	(1日につき、所定単位数×120/1000)											
	(12) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)	(1日につき、所定単位数×132/1000)											
	(13) 介護職員処遇改善加算(Ⅺ)	(1日につき、所定単位数×119/1000)											
	(14) 介護職員処遇改善加算(Ⅺ)	(1日につき、所定単位数×97/1000)											
	(15) 介護職員処遇改善加算(Ⅻ)	(1日につき、所定単位数×102/1000)											
<p>※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分天給限度基準額に含まれる。</p> <p>※ 身体拘束禁止の実施減算については、0円を算定する場合は、令和7年1月1日から適用する。</p> <p>※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及び患者の療養の向上の目的の達成の確保及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。</p>													

8 複合型サービス費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業員数の員数が標準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務統計計画未実施減算	減少サービスに対する減算	サライド体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の重症患者により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1(12,447単位) 要介護2(17,415単位) 要介護3(24,681単位) 要介護4(27,766単位) 要介護5(31,408単位)					×70/100	×97/100	+15/100					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1(11,214単位) 要介護2(15,531単位) 要介護3(22,057単位) 要介護4(25,017単位) 要介護5(28,289単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100			+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき30単位を加算)													
ニ 認知加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知加算(Ⅰ) (1月につき920単位を加算) (2) 認知加算(Ⅱ) (1月につき890単位を加算) (3) 認知加算(Ⅲ) (1月につき760単位を加算) (4) 認知加算(Ⅳ) (1月につき460単位を加算)												
ホ 認知行動・心理定状態対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(7日間を限度))													
ヘ 看護情報システム利用費入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき800単位を加算)													
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき50単位を加算)													
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき200単位を加算(1月に2回を限度))													
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき20単位を加算(8月に1回を限度)) (2) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき5単位を加算(8月に1回を限度))												
ロ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき+150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき+160単位(月2回を限度))												
ル 通院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき600単位を加算)													
イ 食事管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき774単位を加算)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき250単位を加算)												
ロ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)													
ハ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき250単位を加算)													
ニ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき2,500単位を加算)													
ホ 遠隔訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)(150単位を加算)													
ヘ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき500単位を加算)												
ト 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)													
チ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき800単位を加算)												
リ 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき19単位を加算)												
ロ 接せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき20単位を加算)												
ハ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき40単位を加算)													
ニ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき10単位を加算)												
サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき250単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき12単位を加算)												
イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(1月につき+149/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅱ)(1月につき+149/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅲ)(1月につき+134/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅳ)(1月につき+100/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅴ)(1月につき+116/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅵ)(1月につき+101/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅶ)(1月につき+85/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+89/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+85/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+89/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+85/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+89/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+85/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+89/1000)												
ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(1月につき+149/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅱ)(1月につき+149/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅲ)(1月につき+134/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅳ)(1月につき+100/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅴ)(1月につき+116/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅵ)(1月につき+101/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅶ)(1月につき+85/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+89/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+85/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+89/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+85/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+89/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+85/1000) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設(Ⅷ)(1月につき+89/1000)												

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。
 ※ 業務統計計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	
		登録者数が定員数を超える場合	又 は 定業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)								
	要支援2 (6,972 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100
	要支援2 (6,281 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) 1日につき 30単位を加算)										
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日限を限度))										
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 450単位を加算)										
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)										
		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)								
		(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +100単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)										
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)									
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								

※ 「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 「介護職員処遇改善加算(V)」については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の数に勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の人数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 遠隔時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 遠隔時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ヒ 介護職員等処遇改善加算			<p>注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×186/1000)</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×178/1000)</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×155/1000)</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×125/1000)</p> <p>(イ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位数×163/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位数×156/1000)</p> <p>(ハ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位数×155/1000)</p> <p>(ニ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位数×148/1000)</p> <p>(ヒ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位数×133/1000)</p> <p>(ヘ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位数×125/1000)</p> <p>(ホ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位数×120/1000)</p> <p>(ヘ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位数×132/1000)</p> <p>(ニ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位数×112/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位数×97/1000)</p> <p>(ホ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位数×102/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位数×89/1000)</p> <p>(ホ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位数×89/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位数×66/1000)</p>										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分別限度基準額に含まれる。
 ※ 身体拘束禁止措置未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用可能。